

林地開発許可制度～森林のはたらきを守るためのルール～

どんな開発が対象になるのか？

⇒1ha(ヘクタール)を超える開発には許可が必要です

森林以外への転用、造成、土石の採掘など土地の形質を変える行為によって1ha(太陽光発電施設の設置が目的の場合0.5ha)を超える開発を行う場合は、県知事(静岡市・浜松市・沼津市・富士市・磐田市・焼津市・藤枝市内で開発を行う場合はその市長)の許可が必要です。

例) 工事 事業場 住宅団地 別荘地 ホテルなどの宿泊施設
ゴルフ場 農用地 採石場 廃棄物処分場 残土処分場 など

「1ha」の基準はこんな場合も適用されます

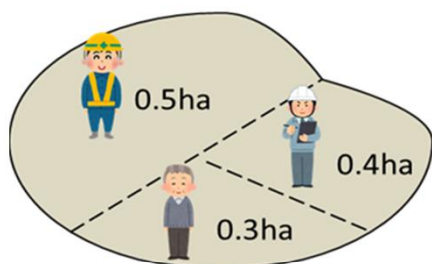
(1)道路だけを開発

幅員※1が3mを超え、
道路の面積が1haを超える場合

※1：路肩等を除く

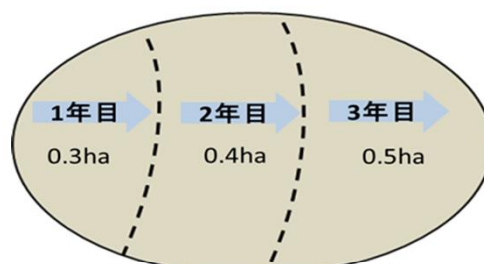


(2)共同で開発



合計で1ha超

(3)少しずつ開発



合計で1ha超

森林所有者などが共同で開発する場合、
それぞれが開発する面積が1ha以下でも、
全体の開発面積が1haを超える場合※2

何年にもわたって開発を行う場合、
各年の開発面積が1ha以下でも、
全体の開発面積が1haを超える場合※2

※2：太陽光発電施設の設置が目的の場合、0.5haを超える場合

どんな森林が対象になるのか？

⇒国有林や保安林以外のほとんどの森林が対象になります

県知事が定めた地域森林計画の対象となる民有林で、保安林・保安施設地区・海岸保全区域に指定されていない森林が対象になります。

許可の基準は？

⇒ 森林のはたらきが損なわれないこと
判断基準として4つのポイントが設けられています

① 災害を防ぐはたらき



開発によって周辺に土砂の流出や崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないか

② 水害を防ぐはたらき



開発によって開発地の下流に水害を発生させるおそれがないか

③ 水を育むはたらき



開発によって地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないか

④ 環境を守るはたらき



開発によって周辺の環境や景観を悪化させるおそれがないか

環境を守る働きを保つ目安は？

⇒ 開発地内の森林を残す割合や、森林を配置する幅が決められています

森林を残す割合

まとまりのある森林を残しましょう

工場・事業場：25%以上

別荘地：60%以上

ゴルフ場：50%以上

森林の配置

森林の残し方に注意しましょう

工場・事業場（20ha以上の場合）

：森林を配置する幅30m以上

：1箇所あたりの面積はおおむね20ha以下

例) 工場・事業場の60haを超える開発の場合



林地開発許可のフローチャート

知事

申請者

※権限移譲市の場合、審査以降は市の対応になります。

事前協議

立地調査結果

立地調査依頼

・地元自治会へ周知
→周知計画書の作成
報告書実施

審査

申請書審査

現地調査

林地開発
許可申請

・放流先河川の確認
→河川管理者の同意取得

・他法令の許認可

終了次第、「許可できる」と
認められ、森林審議会に諮ります

森林審議会諮問

市長意見聴取

林地開発許可

ここで初めて
開発行為に着手できます

開発行為 実施

着手届・工程表
提出

防災工事着手

防災工事のみ
着手できます

防災完了届

防災完了
現地調査

防災完了届
受理通知

本体工事の抜根
はこの時点から
着手できます

本体工事実施

完了確認

完了現地調査

完了届
受理通知

完了届

手続完了

～開発を無許可で行ったら？～

必要な許可を受けずに開発行為を行ったり、不正な手段で開発を行ったりなどの違反行為があった場合は、**森林法に基づく監督処分や罰則の対象になります。**

監督処分

次の場合、行政の指導に応じないと中止命令や復旧命令を受けます

- 許可を受けずに開発行為を行った場合
- 許可条件に違反して開発行為をした場合
- 偽りなどの不正な手段で許可を受けて開発行為をした場合

罰則

次の場合には、罰則が設けられています

- 許可を受けずに開発行為を行った場合
 - 中止命令や復旧命令に従わない場合
- ➡ **刑罰(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)**

～ご相談・お問い合わせ～

開発する森林の所在地	問い合わせ先	電話番号	開発する森林の所在地	問い合わせ先	電話番号
権限移譲市を除く県内全域(※)	経済産業部森林・林業局森林保全課	054-221-2643	沼津市	沼津市農林農地課	055-934-4752
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎市、西伊豆町	賀茂農林事務所治山課	0558-24-2084	富士市	富士林政課	0545-55-2784
熱海市、三島市、伊藤市、御殿場市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山市	東部農林事務所治山課	055-920-2173	静岡市	静岡市森林経営管理課	054-221-1627
富士宮市	富士農林事務所森林整備課	0545-65-2202	焼津市	焼津市農政課	054-626-2158
島田市、牧之原市、吉田町、川根本町	志太榛原農林事務所治山課	054-644-9158	藤枝市	藤枝市農林基盤整備課	054-643-3350
掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町	中遠農林事務所治山課	0538-37-2303	磐田市	磐田市農林水産課	0538-37-4913
湖西市	西部農林事務所森林整備課	053-458-7234	浜松市	浜松市林業振興課	053-457-2159

※開発行為に係る森林の面積が5ha以上の時(土石の採掘を除く)。

静岡県経済産業部 森林・林業局 森林保全課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話番号：054-221-2655 FAX：054-221-2829

電子メール：shinrinhozen@pref.shizuoka.lg.jp